

指宿広域市町村圏組合と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(事務委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、指宿広域市町村圏組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鹿児島県（以下「乙」という。）に委託する。

(事務処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合は、これに関する乙の人事委員会規則等（以下「規則等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

2 前項ただし書に規定する費用の負担の範囲及び方法は、甲と乙の長が協議して定める。

(条例、規則等の制定又は改廃の場合の措置)

第4条 甲は、職員に関する条例、規則等を制定し、又は改廃した場合は、これを書面で乙に通知するものとする。

2 乙は、規則等の制定又は改廃が行われた場合は、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

公平委員会の委託事務の費用に関する協議書

指宿広域市町村圏組合と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（以下「規約」という。）第3条第2項の規定に基づき、委託事務の費用に関して指宿広域市町村圏組合管理者（以下「甲」という。）と鹿児島県知事（以下「乙」という。）は、協議の上、次のとおり定める。

（負担の費用）

第1条 規約第3条第1項の規定により甲が負担する費用は、経常的費用及び臨時的費用とする。

- 2 経常的費用は、1年につき4,000円とする。
- 3 臨時的費用は、委託事務の管理執行に特に必要な次の各号に掲げる費用とする。
 - (1) 鹿児島県人事委員会委員に支給する常勤の人事委員会委員及び監査委員の給与等に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第39号）の規定による旅費及び報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第38号）の規定による費用弁償
 - (2) 鹿児島県人事委員会事務局職員並びに鹿児島県人事委員会が職権で喚問した証人、参考人及び鑑定人に支給する鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号）の規定による旅費
 - (3) 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、庁用器具費並びに使用料及び賃借料
 - (4) その他委託事務の処理に関し、乙が実際に支弁した費用

（負担の方法）

第2条 前条の費用は、乙が発行する納入通知書により甲が納付するものとする。

本協議書は2部作成し甲乙記名押印の上、各自その1部を保管する。